

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																									
<p>高石警察署 警察本部総務部 施設課</p>	<p>高石警察署では、公有財産の一部が、次のとおり公有財産台帳に本来、工作物として登録されるべきものが、未登録であったものや、誤って建物として登録されていたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="483 575 1181 865"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th>本署 (取得価額)</th> <th>富木駅前交番 (取得価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>誤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>未登録</td> <td>バリカー、 点字ブロック (調査中)</td> <td>バリカー (調査中)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物</td> <td>原付自転車置場 (622,000円)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、建物の壁面に設置されているため、本来、建物に含んだ形で登録されるべきものが、工作物として登録されていた。</p> <table border="1" data-bbox="483 1066 1181 1234"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th>東羽衣交番 (取得価額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>誤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物 に含む</td> <td>工作物</td> <td>電光掲示板：外壁設置 (2,391,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のことから、新公会計制度の貸借対照表上の建物及び工作物の計上額が正確ではなかった。</p>	台帳登録		本署 (取得価額)	富木駅前交番 (取得価額)	正	誤			工作物	未登録	バリカー、 点字ブロック (調査中)	バリカー (調査中)		建物	原付自転車置場 (622,000円)	—	台帳登録		東羽衣交番 (取得価額)	正	誤		建物 に含む	工作物	電光掲示板：外壁設置 (2,391,000円)	<p>【是正を求めるもの】 署においては、本件以外には公有財産の公有財産台帳への登録漏れや登録誤りがないことを確認するとともに、公有財産台帳の重要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。 警察本部施設課においては、公有財産台帳等管理システムへの修正登録を行い、貸借対照表に反映させるなど必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 (略) 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の登録単位) 第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。 (1) (略) (2) 建物 棟を一の単位とする。 (3) 工作物 それぞれの種目を一の単位とする。</p>	<p>本署及び交番の公有財産と公有財産台帳とを再度、目視により確認を行った。 署員に対し、朝礼時、全体会議等において教養を行うとともに、本署各課及び交番に資料を配布し、署員への周知徹底を図った。 また、公有財産台帳等管理システムへの修正登録については、全て指摘どおりの是正登録を行ったものであるが、点字ブロックについては、本来、財産登録する必要がなく、誤った指摘に基づき登録したため、平成27年12月25日付けで削除した。</p>
台帳登録		本署 (取得価額)	富木駅前交番 (取得価額)																									
正	誤																											
工作物	未登録	バリカー、 点字ブロック (調査中)	バリカー (調査中)																									
	建物	原付自転車置場 (622,000円)	—																									
台帳登録		東羽衣交番 (取得価額)																										
正	誤																											
建物 に含む	工作物	電光掲示板：外壁設置 (2,391,000円)																										

※監査委員事務局注：点字ブロックについては、警察においては従前工作物として公有財産台帳に登録する事務処理が行われてきたが、平成27年度に工作物に該当しないとの解釈が財産活用課から示された。